

第 13 条（効力の存続）

1.本条項は、サービスの提供期間が終了するまで有効とします。ただし、本条項のうち、条項の末尾に"*"マークが付されている条項は以後も有効とします。*

第 14 条（権利譲渡の禁止）

1.お客様は、GMO IRD の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本条項及び本条項に関して取得した権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。*

第 15 条（全合意）

1.本条項は、お客様及び GMO IRD のサービスに関する完全な合意であり、本条項の効力発生以前の他の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知に優先します。本条項の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本条項のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持します。但し、本条項はお客様の法律上の権利の行使を制限するものではありません。*

第 16 条（準拠法）

1.本条項は、日本国法に準拠し解釈され、一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。*

第 17 条（疑義解釈）

1.本条項に定めのない事項、疑義を生じた事項及び本条項の変更については、お客様と GMO IRD による協議のうえ、これを解決するものとします。*

第 18 条（条項の変更）

1.GMO IRD は、お客様への通知をもって、本条項を変更することができるものとします。なお、通知は本サイトに掲載することで足りるものとします。なお、当該変更は、当該変更の時に既に成立している契約書には影響を与えないものとします。*

以上

付則

2022 年 7 月 6 日発効